

## 前文

この計画は、国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)第 8 条の規定に基づき、秋田市の区域における国土(以下「市土」という。)の利用に関し、長期にわたり適正な土地利用を確保するために必要な事項を定めるもので、土地の総合的かつ計画的な利用を図るための指針となります。秋田県国土利用計画(第四次計画)を基本とし、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 4 項の規定に基づく基本構想に即して策定したもので、秋田市総合都市計画などの諸計画に対しては、本市の土地利用において基本となる計画となります。

なお、この計画は、上位関連計画、関連法の改定や今後の社会経済情勢の変化等に対応して、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 《参考》国土利用計画法

#### (基本理念)

第 2 条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

#### (市町村計画)

第 8 条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。